

第16期 第26回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 令和元年 8月29日(木) 午後1時30分～午後3時45分

2 場所： 豊見城市役所 3階第2会議室

3 出席農業委員数： 6 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	欠席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	欠席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区	長嶺 幸雄	大城 空
西部地区		

4 欠席農業委員数： 2 名

5 農業委員会事務局職員

局 長：浜本 亨 班 長：赤嶺 文隆(欠席)

主 査：仲宗根 翔 主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 金城 敏満 ・ 宮里 由美子

7 現場調査日時： 令和元年 8月29日(木) 午後1時32分～午後3時13分

8 現場調査数： 6 件

9 付議すべき案件

報告第 154 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 155 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について
報告第 156 号	転用許可に係る工事の完了報告について
報告第 157 号	現況証明願について
報告第 158 号	農地法許可の取消し願について
報告第 159 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
議案第 86 号	非農地証明願について
議案第 87 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 88 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 89 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第 31 号	農用地のあっせんについて

10. 会議の内容

会長

第16期豊見城市農業委員会第26回総会を開会いたします。

(午後1時30分) 開会

会長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は8名中6名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第3番委員の金城敏満委員と第4番委員の宮里由美子委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び仲宗根主査を指名いたします。

本日提案された議案等についての現場14件の調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

ご異議ないようですので、ただいまより現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時32分

再開 午後3時13分

会長

再開します。

これより報告案件に入ります。初めに報告第154号について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第154号「農地転用後の利用状況の報告について」

4件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第154号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 155 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 155 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」
4 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 155 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行していきましょうね。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 156 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 156 号「転用許可に係る工事の完了報告について」
4 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 156 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行していきます。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 157 号について、事務局の説明をよろしくをお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 157 号「現況証明願について」

7 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 157 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では次に報告第 158 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 158 号「農地法許可の取消し願いについて」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 では報告第 158 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 159 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 12 ページをお開きください。
報告第 159 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」
3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 159 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に議案案件に入ります。議案第 86 号について審議をしますので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 14 ページをお開きください。
議案第 86 号「非農地証明願について」
1 件ございました。願出内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、案件についてご説明します。
整理番号 1 番につきまして、17 ページをお開きください。願出のあった土地は豊見城前田原 501-3。調査年月日及び調査員氏名は本日の日付、現場確認に立ち会っていただいた委員名を記載いたします。土地の状況ですが、表土は浅く、土質はジャーガル、形状は傾斜地、位置は高い、状況は山林には含まれず、樹木は密で高く、種類はアカギ等が自生しており、雑草はまばら。また、周囲は原野、宅地で広がりとしては狭い、土地利用計画等は用途地域内となっております。調査員の意見としまして、当該地は擁壁ブロック上に位置し、樹木が繁茂している状況。また、傾斜地であり、地形上の理由から農業機械の進入も容易ではなく、農地としての維持、継続的利用は困難と考えます。このことから、願出地は 18 ページの非農地判断基準の②に該当し、現況非農地として証明相当だと考えられます。
議案第 86 号について説明は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。
議案第 86 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では議案第 86 号は事務局説明のとおりとし、非農地証明については証明相当とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第 86 号は事務局説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定します。

次に、議案第 87 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 87 号について説明いたします。

議案書の 20 ページをお開きください。

議案第 87 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、3 件の申請がございます。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 22 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安中前原 205 番 3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 2 番につきまして、議案書の 24 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字金良後原 398 番 1、401 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 3 番につきまして、議案書の 26 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安中前原 207 番 3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。

会長

事務局の説明が終わりました。議案第 87 号は 1 件ずつ審議します。

まず整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 1 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可することに決定します。

次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

よろしいでしょうか。これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 2 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可することに決定します。次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 3 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可することに決定します。では、次に議案第 88 号について審議します。事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 28 ページをお開きください。
議案第 88 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は、2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。
整理番号 1 番につきまして、34 ページをお開きください。申請のあった土地は、高嶺上ヌ原 317 番 1、313 番 4、316 番 7、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に整理番号 2 番につきまして、40 ページ、41 ページをお開きください。申請のあった土地は、高嶺上ヌ原 318 番 1、320 番、転用目的が一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。こちら 2 筆については、それぞれ農地の区分が違うため、1 筆ごとに調査書を作成しております。
議案第 88 号について説明は以上です。

会長 ありがとうございます。では事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。
議案第 88 号は 1 件ずつ審議します。まず整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めて、これより採決に移ってもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では整理番号 1 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
では、次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では整理番号 2 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
次に議案第 89 号について審議をします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 43 ページから 45 ページをお開きください。
議案第 89 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、11 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。
整理番号 1 番につきまして、51 ページをお開きください。申請のあった土地は、高嶺上ヌ原 320 番 2、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各

号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。こちらにつきましては、先ほど説明をさせていただきました農地法第4条の許可申請の整理番号1番と一体利用という形になります。

次に整理番号2番につきまして、56ページをお開きください。申請のあった土地は、高嶺上又原320番4、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。こちらの案件につきましても、第4条の申請の整理番号2番と一体利用という形になります。

次に整理番号3番につきまして、62ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西中原149番3、転用目的は資材置場兼駐車場。当該申請地は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号4番につきまして、70ページをお開きください。申請のあった土地は、金良東原268番1、268番2、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号5番につきまして、79ページをお開きください。申請のあった土地は、金良東原268番7、268番11、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号6番につきまして、87ページをお開きください。申請のあった土地は、金良東原268番8、268番12、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号7番につきまして、96ページをお開きください。申請のあった土地は、金良東原268番10、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号8番につきまして、102ページをお開きください。申請のあった土地は、瀬長舟無小原68番1、68番16、68番18、68番19、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号9番につきまして、111ページをお開きください。申請のあった土地は、金良東原268番9、268番13、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 10 番につきまして、119 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西中原 221 番 6、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 11 番につきまして、127 ページをお開きください。申請のあった土地は、保栄茂保栄茂原 237 番 1、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 89 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。

議案第 89 号は 1 件ずつ審議します。まず整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では、次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移ってまいります。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

では、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。では、整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 整理番号 4 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。では、次に整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。これより採決に移りたいと思います。整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 整理番号 5 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。次に整理番号 6 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 6 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 整理番号 6 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。では、次に整理番号 7 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 7 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 整理番号 7 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたしました。では、次に 8 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。質疑なしと認めてよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、これより採決に移ります。整理番号 8 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 整理番号 8 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。では、次に整理番号 9 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 9 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

整理番号 9 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。次に整理番号 10 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 10 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

整理番号 10 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 11 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 11 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

整理番号 11 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に協議第 31 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

次に、協議第 31 号について説明いたします。資料は 128 ページからになっております。

まず初めに、あっせん委員の長嶺幸雄委員及び大城空委員より、今回あっせんの申し出がありました字饒波 757 番 1 の畑について、あっせんのてん末について報告をお願いいたします。

あっせん委員
(農地利用最適化推進委員)

あっせん委員の大城です。あっせん委員を代表しまして報告いたします。

議案書の 128 ページから 132 ページをお開きください。あっせんの申し出があった畑について、あっせん譲受候補者の順位第 1 位から 4 位の方まで順次あっせんを行いました。どの候補者も当該畑を買い受ける意向がないことを確認

しましたので、当該譲受候補者へのあっせん交渉は成立する見込みがないと判断しましたので、当該あっせんについては打ち切ることにしました。

以上です。

事務局

大城委員、ありがとうございました。では議案書 137 ページをお開きください。この 137 ページ、138 ページの黄色く塗られているところです。ただいま大城委員より、あっせん打ち切りの報告がありましたので、農地移動適正化あっせん事業実施要領の 15 の(1)に基づき、新たにあっせん譲受候補者を選定して、あっせんを行うか、またはあっせんを行わないかについて決定する必要があります。ですがあっせん申出人より、当該畑の購入希望者がいるということで、新たなあっせんを希望しない旨の申し出が今現在ありました。この点を踏まえて、審議のほどをよろしく願いいたします。

以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

協議第 31 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。はい、7 番委員。

7 番委員

今事務局から説明があったとおり、あっせん申出人からの意向があるようなので、新たなあっせんは行わないことにしてもいいんじゃないでしょうか。

会長

ただいま 7 番委員より提案がございましたが、ほかにございませんでしょうか。では質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では協議第 31 号については、新たなあっせんを行わないことにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、協議第 31 号については当該あっせん申し出の新たなあっせんを行わないことに決定しました。

以上を持ちまして、本日の提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議を

いただき、ありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和元年 8 月 29 日 (木)

午後 3 時 45 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子



3番委員

金城 敏満



4番委員

若里 由美子

